

＜手数料に関する事項＞

職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めています。

個々の職業紹介手数料については、申込書または契約書で確認ください。

サービスの内容	手数料および負担者
求人・求職の申込を受けた求人者・求職者に提供する紹介サービス及びこれに付随するサービス	職業紹介が成功した場合に当該採用求職者に支払う初年度理論年収の３５％相当額（消費税別途）。なお、上記を規準に求人条件その他の状況等により求職者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担は、求人者（採用企業）とします。